

高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画

～高松の未来を担う子どもたちの

より良い教育・保育環境を目指して～

【案】



平成28年2月
高松市健康福祉局こども未来部
こども園運営課



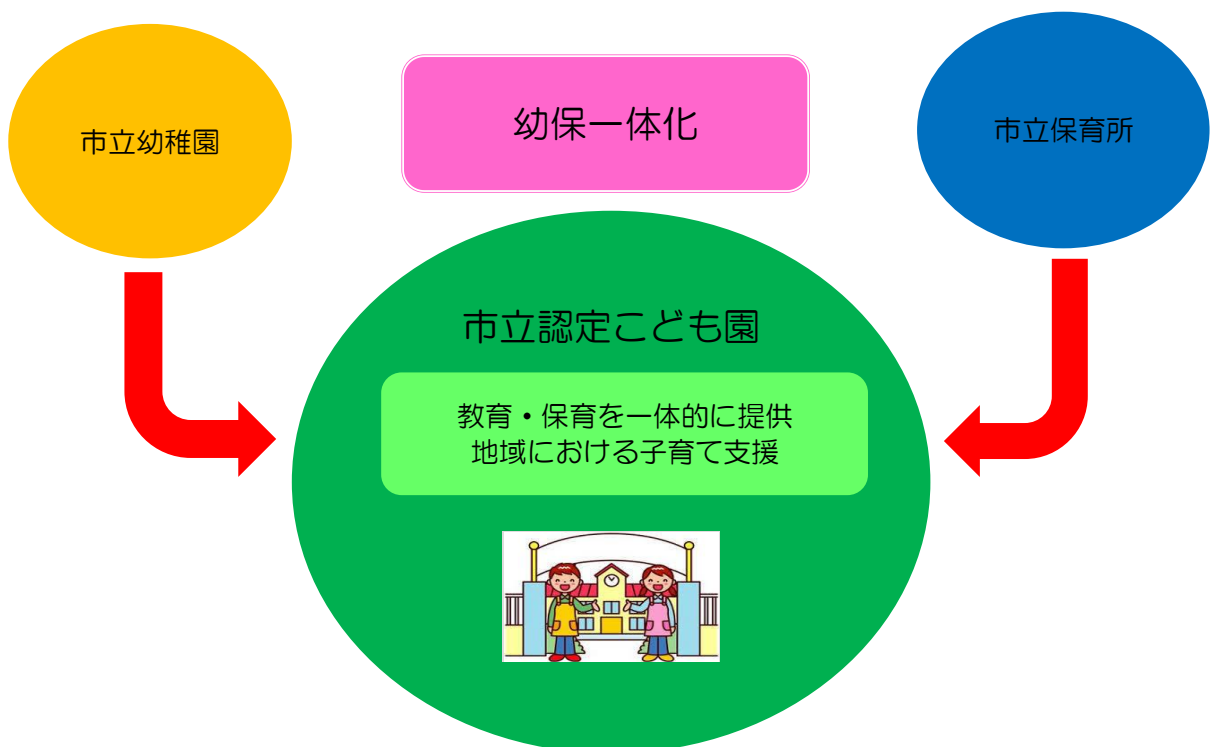
はじめに

子どもたちは、高松市の次の時代を支えていく、かけがえのない宝です。全ての子どもが、豊かな愛情に包まれ、夢と希望を持ち、自分と他者を大切にする心や社会規範を身につける中で道徳心を養い、地域社会の一員として健やかに育っていくことは、全ての高松市民の願いです。

また、子どもの成長と子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進する中で、明るくいそいそとした子どもの笑顔、子育ての喜びや楽しさを実感する家族の笑顔、温かく子育てを支える地域の人たちの笑顔など、たくさんの笑顔が輝くまちの実現を目指していかなければなりません。平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。この制度は、幼児教育・保育、地域の様々な子育て支援を総合的に推進するものです。

本市では、高松市子ども・子育て支援会議の意見を踏まえ、平成27年3月に「高松市子ども・子育て支援推進計画」を定め、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を本市の実情に応じて、総合的かつ計画的に進めているところです。高松市子ども・子育て支援推進計画の中で、幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上を進める基本方針として、幼保連携型認定こども園への移行の促進について、『幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労形態にかかわらず、就学前の子どもに等しく質の高い教育と保育を一体的に提供できる幼保連携型認定こども園への移行の促進を図ります。』と定めています。

本計画は、高松の未来を担う子どもたちのより良い教育・保育環境を目指して、市立幼稚園・保育所それぞれの施設規模、入所（園）児童数等を勘案しながら、立地パターンごとに具体的な整備の時期等を検討し、幼保連携型認定こども園への移行を計画的に行うため、定めるものです。



第1章 幼保連携型認定こども園

1 幼保連携型認定こども園とは	1
2 基本的な一日の流れ	2
3 これまでの取組について	3
4 高松型こども園での幼保一体化運営の成果と課題	4
5 幼保連携型認定こども園への移行の促進	5
6 全国の認定こども園への移行状況	5

第2章 幼稚園・保育所の現状と課題

1 高松市の人口と就学前児童数の推移	6
2 幼稚園・保育所の現状	8
(1) 幼稚園	8
(2) 保育所	8
3 幼稚園・保育所の課題	10
(1) 適正規模による教育・保育の提供	10
(2) 老朽化施設の改修等	10
(3) 駐車場整備	11
4 市立施設としての役割	11

第3章 整備方針

1 計画の位置付け	12
2 計画期間	12
3 計画の視点と整備方針のポイント	13
(1) 教育・保育の提供区域の設定	13
(2) 整備優先順位の考え方	13
(3) 地域における市立施設としての役割	13
(4) 民間施設への影響	13
4 移行までのモデルスケジュール	14
5 教育・保育施設の状況（平成27年4月1日現在）	15
6 各施設の整備方針	16
7 計画の実施	23

第1章 幼保連携型認定こども園

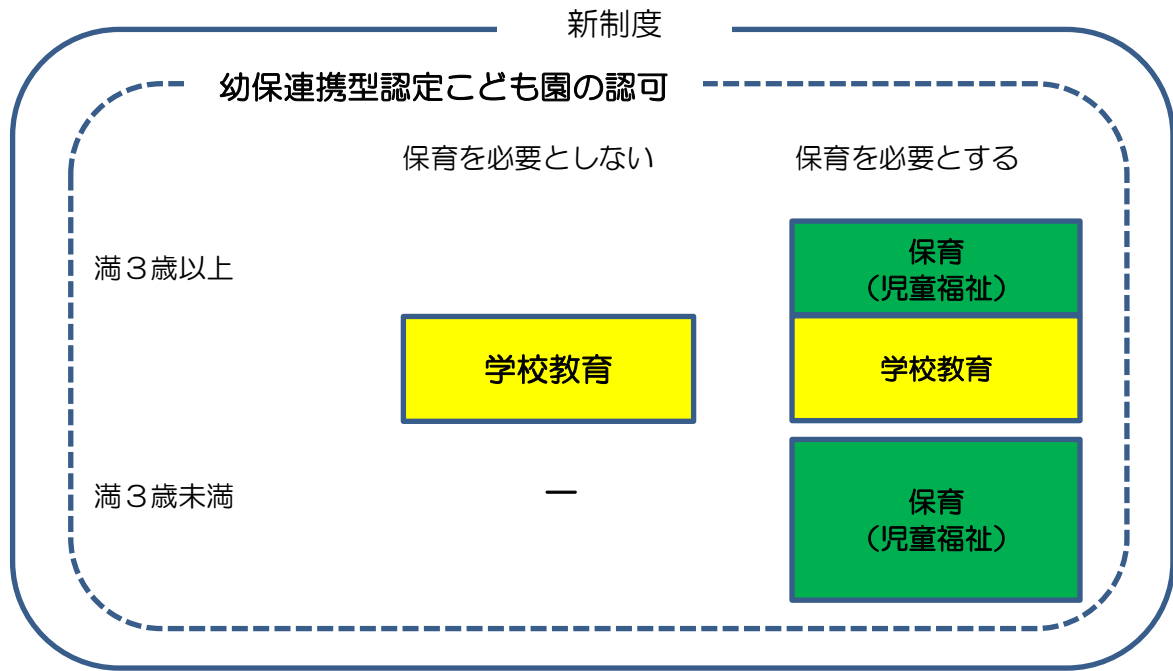
1 幼保連携型認定こども園とは

幼保連携型認定こども園は、保護者の就労状況や家庭環境の変化等に関わらず就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供するほか、子育て支援機能を有し、地域の子育て家庭への支援を行う役割を担った施設です。

出典：【子ども・子育て関連3法について（説明資料）内閣府ホームページ掲載資料】









《新たな「幼保連携型認定こども園」とは》

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設
 - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供
また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供
 - イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供
- 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。



平成24年8月10日、子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号））が国会において可決・成立し、新たな「幼保連携型認定こども園」の制度が創設されました。

2 基本的な一日の流れ

	3歳未満児 (3号認定児)	3～5歳児 (2号認定児)	3～5歳児 (1号認定児)
7:30	順次登園		
8:30			順次登園
10:00	おやつ 保育 	教育・保育 (混合利用) 	
11:00			
	昼食(給食) 	昼食(給食)	
13:00	午睡		午睡
14:00			教育・保育
14:30			降園(14:00～)
15:00	おやつ 保育 	おやつ 保育	
16:30	順次降園(16:30～)		
18:30	延長保育		
19:00			

3 これまでの取組について

- 平成15年度に高松市立幼稚園のあり方検討委員会及び18年度に高松市立幼稚園のあり方に関する懇談会が設置され、「幼稚園・保育所の一体化」、「幼稚園運営のあり方」、「民営化」、「子育て支援」等について、検討を行いました。
- 平成16年度に高松市立保育所のあり方検討委員会が設置され、「幼稚園・保育所の一元化」、「公設民営等、民営化」、「保育内容、保育環境の質的向上」等について、検討を行いました。
- 平成21年度に高松市就学前子ども育成庁内検討委員会（NPP）が庁内検討委員会として設置され、「香南・庵治・下笠居幼保一体化施設の施設整備と運営」、「幼稚園教育要領と保育所保育指針の比較検討（高松型乳幼児教育カリキュラム策定）」、「幼保一体化を進めるにあたっての課題」等について、検討を行いました。
- 平成20年3月に、幼稚園教育要領と保育所保育指針が改訂され、幼稚園・保育所の役割や就学前児童の教育・保育方針の整合性が図られ、幼稚園・保育所・こども園などのいずれに在籍していても、同じように質の高い教育・保育を受けられるとともに、小学校への円滑な移行を図ることを目的に、23年2月に高松型乳幼児教育カリキュラム「高松っ子いきいきプラン」を策定しました。
- 平成23年度に高松型こども園を1園（塩江）、24年度には、4園（はら、下笠居、庵治、香南）開設し、幼保一体化施設での混合保育を開始し、27年度より、幼保連携型認定こども園として、新たにスタートしました。
また、これまで幼稚園教諭免許と保育士資格の両免を取得していることを採用試験の受験資格条件としており、平成27年度からは、幼稚園教諭と保育士の職種を統一し、保育教育士としました。

これまでの高松市の取組と国の動き


年度	高松市立幼稚園	高松市立保育所	国の動向
H15	「高松市立幼稚園のあり方検討委員会」を設置		
H16		「高松市立保育所のあり方検討委員会」を設置	
H18	「高松市立幼稚園のあり方に関する懇談会」を設置		認定こども園法成立 教育基本法改正
H20			幼稚園教育要領改訂 保育所保育指針改訂
H21	「高松市就学前子ども育成庁内検討委員会（NPP）」を設置 （幼保一体化施設の運営についての検討）		
H22	高松型乳幼児教育カリキュラム「高松っ子いきいきプラン」を策定		
H23	高松型こども園開園（塩江）		
H24	高松型こども園開園（はら、下笠居、庵治、香南）		子ども・子育て関連 3法成立
H26	「高松市子ども・子育て支援推進計画」の策定（27年度～31年度）		
H27	子ども・子育て支援新制度施行		

4 高松型こども園での幼保一体化運営の成果と課題

平成23年度より、幼保一体化施設においては、混合保育を行っており、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（幼稚園教育要領・保育所保育指針）及び高松っ子いきいきプランに基づき、各こども園でそれぞれの地域の特性を取り入れたカリキュラムを編成し、日々の教育・保育を実践しています。

高松型こども園においては、適正な集団を確保するとともに、保護者の就労形態に関わらず子どもたちにより良い教育・保育環境を提供することができるなど、大きな成果を上げていると言えます。

高松型こども園における成果・課題

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○施設を一体化することで、適正規模のクラス編成が確保でき、子どもたちが集団生活を通して人とのかかわり合いを深めながら互いに成長できる。 ○幼保を統合する場合、施設の共有化など、効率的な運営が可能となる。 ○地域で育つ同年齢の幼保児の交流が深まり、子どもの友達関係や保護者間の仲間づくりに一体感や広がりができる。 ○幼稚園児と保育所児が等しく就学前教育を受けることができ、小学校への円滑な接続ができる。 ○保護者の就労状況等の変更によって、施設を変更することがなく、子どもが引き続き同じクラスで教育・保育を受けることができる。 ○発達に応じた給食を全ての園児に提供できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育を必要とする子どもの受入れに伴う施設整備及び職員確保に係る費用負担が必要である。 ○教育・保育の質の向上のため、研修等の時間の確保が必要である。 ○保護者の就労状況等の違いを踏まえた、園行事等の持ち方について、調整が必要である。 

5 幼保連携型認定こども園への移行の促進

平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度において、国は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況や家庭環境の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園、特に幼保連携型認定こども園の移行に関して政策的に促進することとしています。

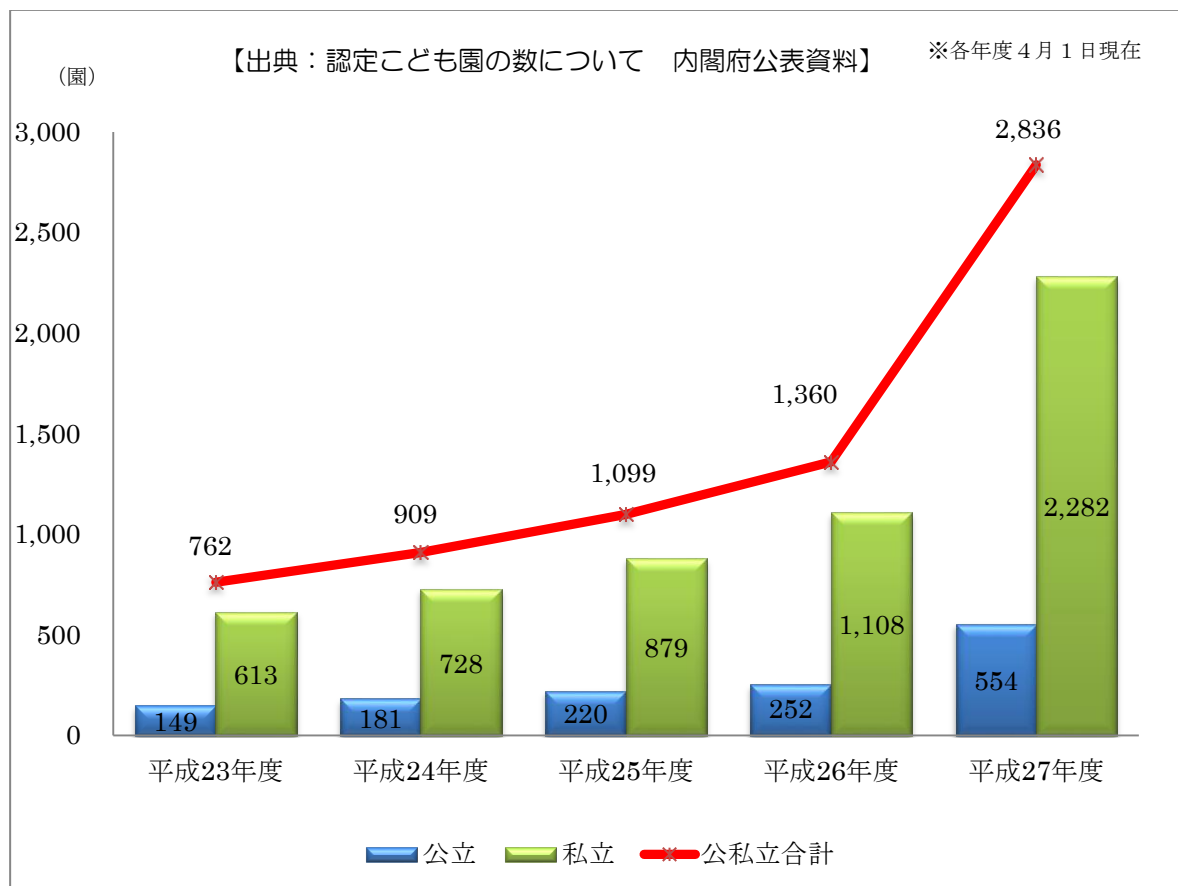
幼保連携型認定こども園は、教育・保育を一体的に提供するほか、子育て支援機能を有し、地域の子育て家庭への支援を行う役割も担った施設です。

本市においても、塩江こども園など5園の実績を踏まえ、これまで幼稚園・保育所で培ってきたノウハウを最大限に活かし、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を一体的に提供する幼保連携型認定こども園への移行の促進を図ります。

幼保連携型認定こども園においては、就学前の教育・保育を総合的に提供していくことで、0歳児から5歳児の子どもたちが、お互いに生活を身近に感じたり、触れ合ったりしながら体験の幅を更に広げ、集団生活を通じて社会生活に必要な習慣や態度を身に付けていきます。

6 全国の認定こども園への移行状況

平成27年4月1日現在の「認定こども園」の数は、全国で2,836園となり、前年度の1,360園から倍増しています。



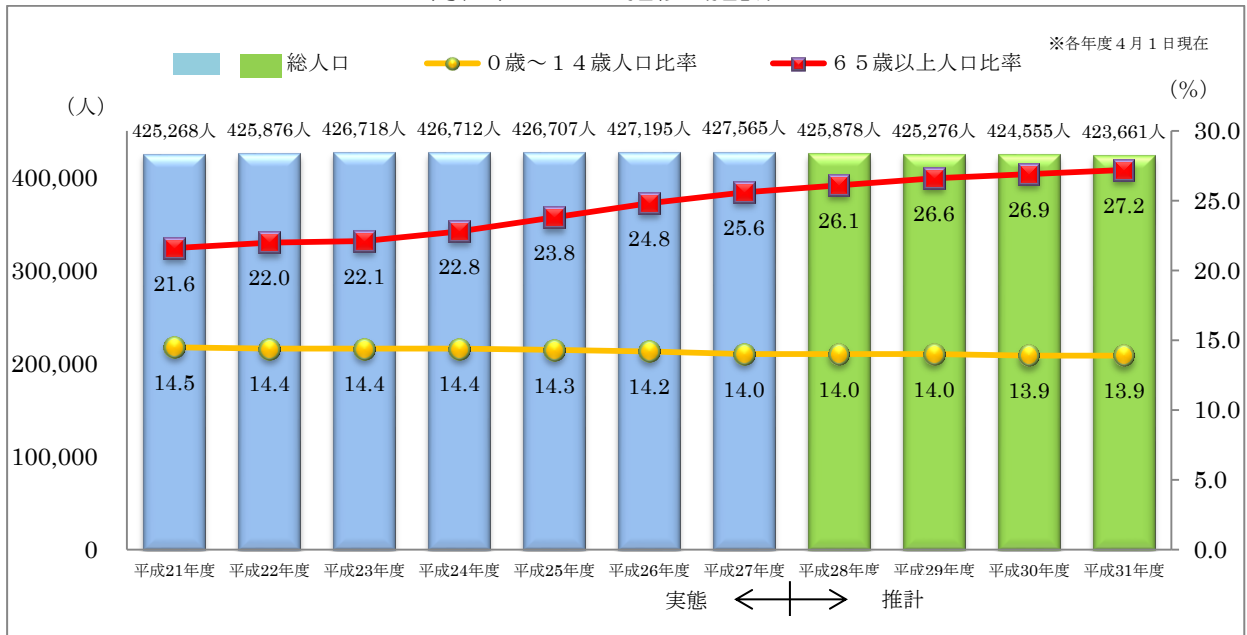
第2章 幼稚園・保育所の現状と課題

1 高松市の人口と就学前児童数の推移

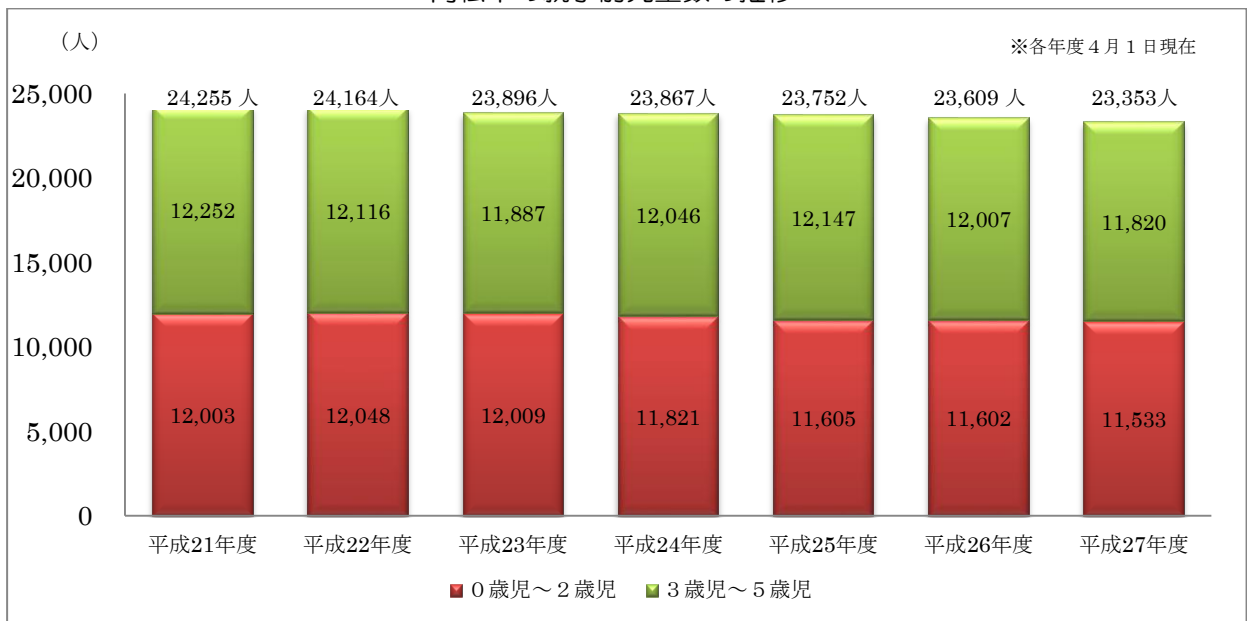
本市の人口は、平成21年度から27年度まで、ほぼ横ばいとなっていますが、28年度以降は、減少傾向になると見込まれます。

また、就学前児童数の推移については、平成21年度以降は、減少傾向になっている状況です。

高松市の人口の推移（推計）



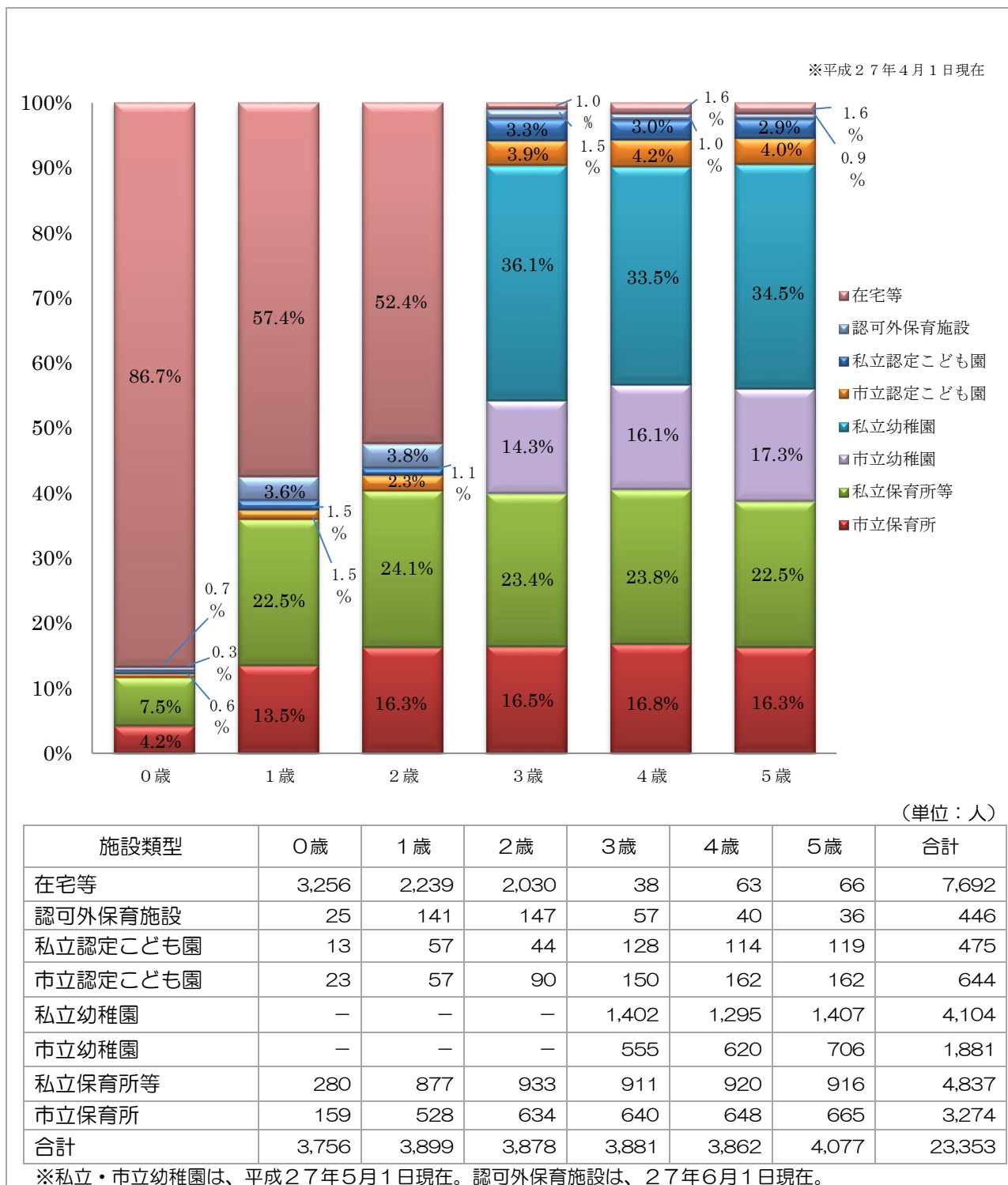
高松市の就学前児童数の推移



本市における就学前児童の状況を見ると、0～2歳は施設に通わず在宅で過ごしている児童が最も多いものの、1歳から保育所に通う児童が増え、2歳では全体の約4割を占めます。

また、3歳からは、それまでの在宅児が幼稚園に通い始め、幼稚園に通う児童も約5割となり、3歳以上では、ほとんどの児童がいずれかの施設に入所（園）している状況です。

高松市の就学前児童の入所（園）状況



※在宅等の児童数は、住民基本台帳に基づく就学前児童数から、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設に通う児童数を差し引いた推計です。

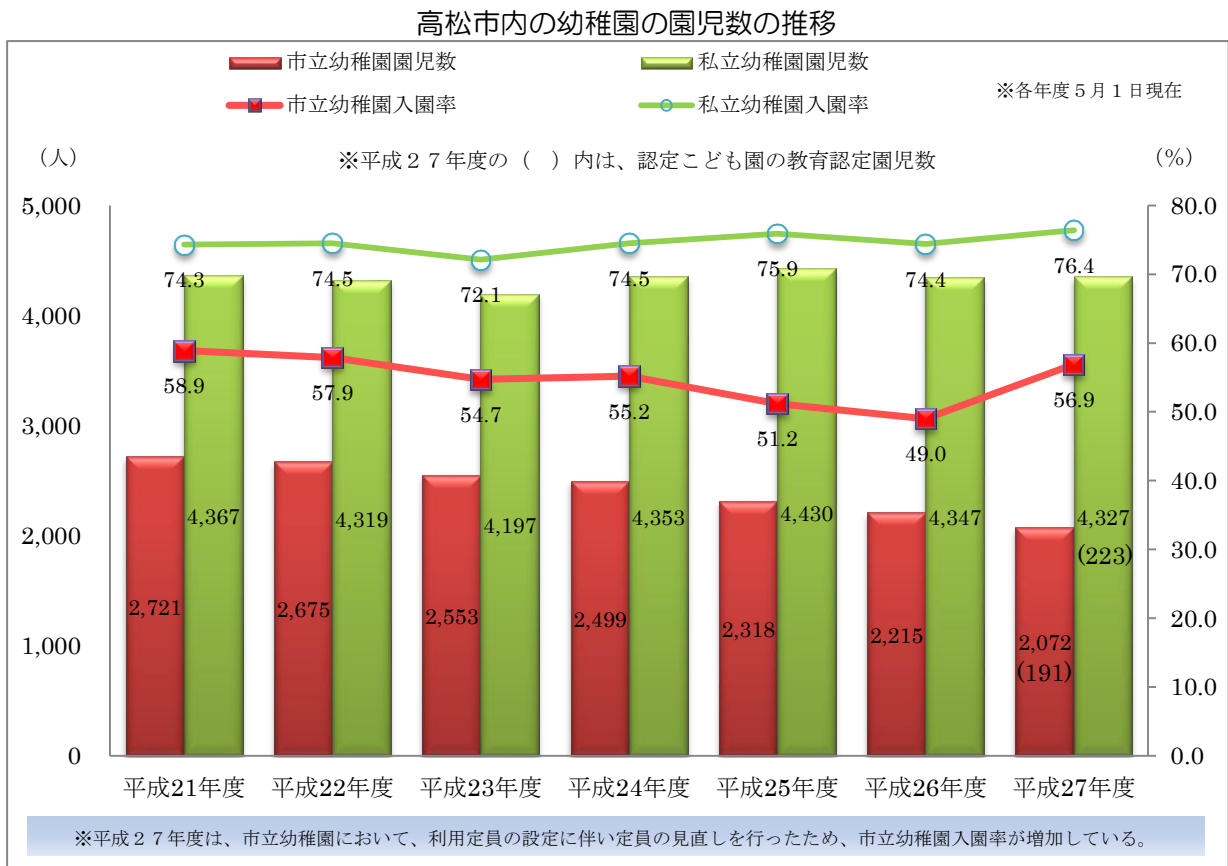
2 幼稚園・保育所の現状

(1) 幼稚園

本市には、市立幼稚園25園、私立幼稚園24園、国立幼稚園1園、市立認定こども園5園、私立認定こども園4園が設置されています。

幼稚園は、幼児の自発的な活動としての「遊び」を重要な学び合いの機会として位置付け、環境を通じた教育を行い、幼児の内面に働きかけ、一人一人の持つ良さや幼児の可能性を見出し、その芽を伸ばすことをねらいとしています。

幼稚園の園児数は、市立は、年々減少傾向である一方、私立は、横ばいの傾向となっており、豊かな学びをはぐくむ特色ある就学前教育を推進するために必要な集団規模の確保が困難な園も見受けられるようになっていきます。



(2) 保育所

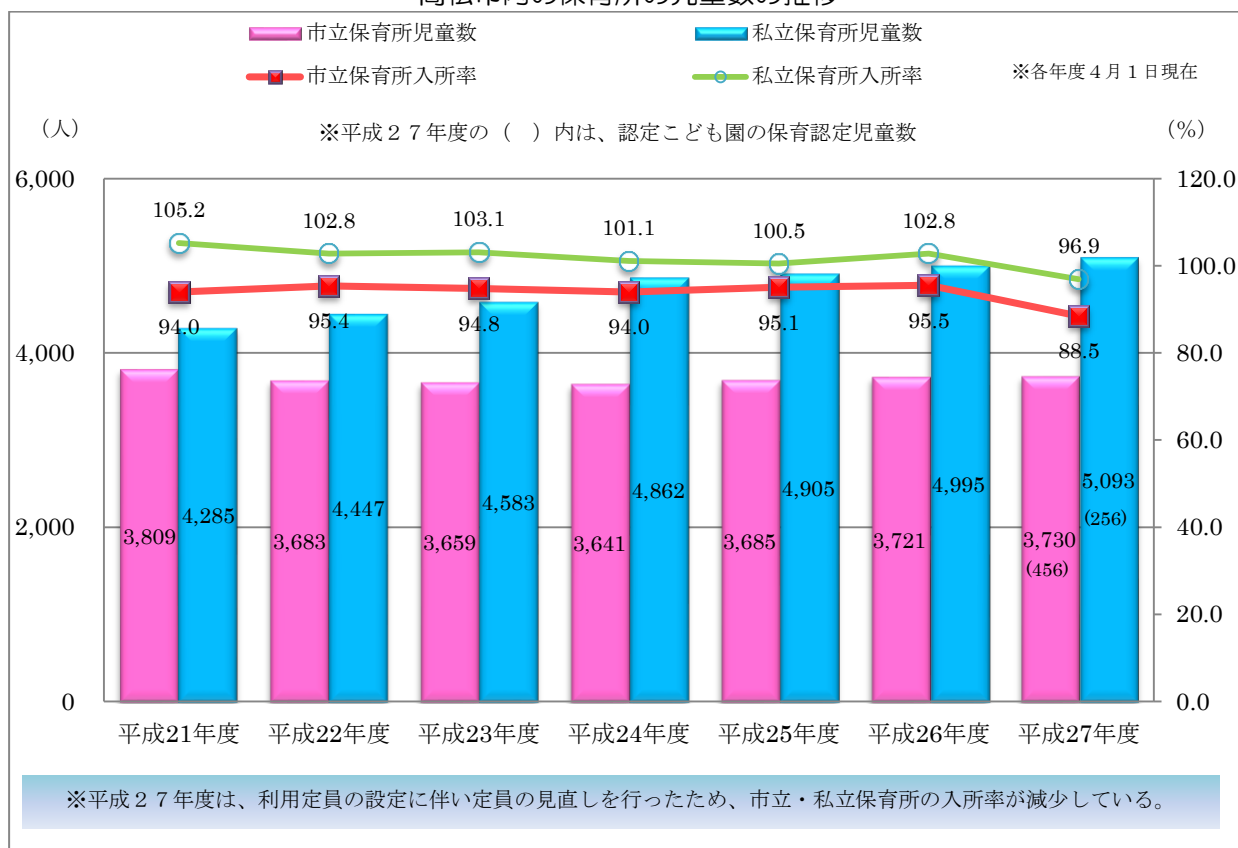
本市には、市立保育所32施設、私立保育所38施設、市立認定こども園5園、私立認定こども園4園が設置されています。

保育所は、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施する役割を担っており、働きながら子育てをしている家庭を支える地域の担い手として、保育所に対する期待が高まっています。

子どもの数が減少してきている中で、保育所の入所児童数は、平成21年度から微増傾向であり、そのうち2歳以下の児童の保育ニーズが大きく増加しております。

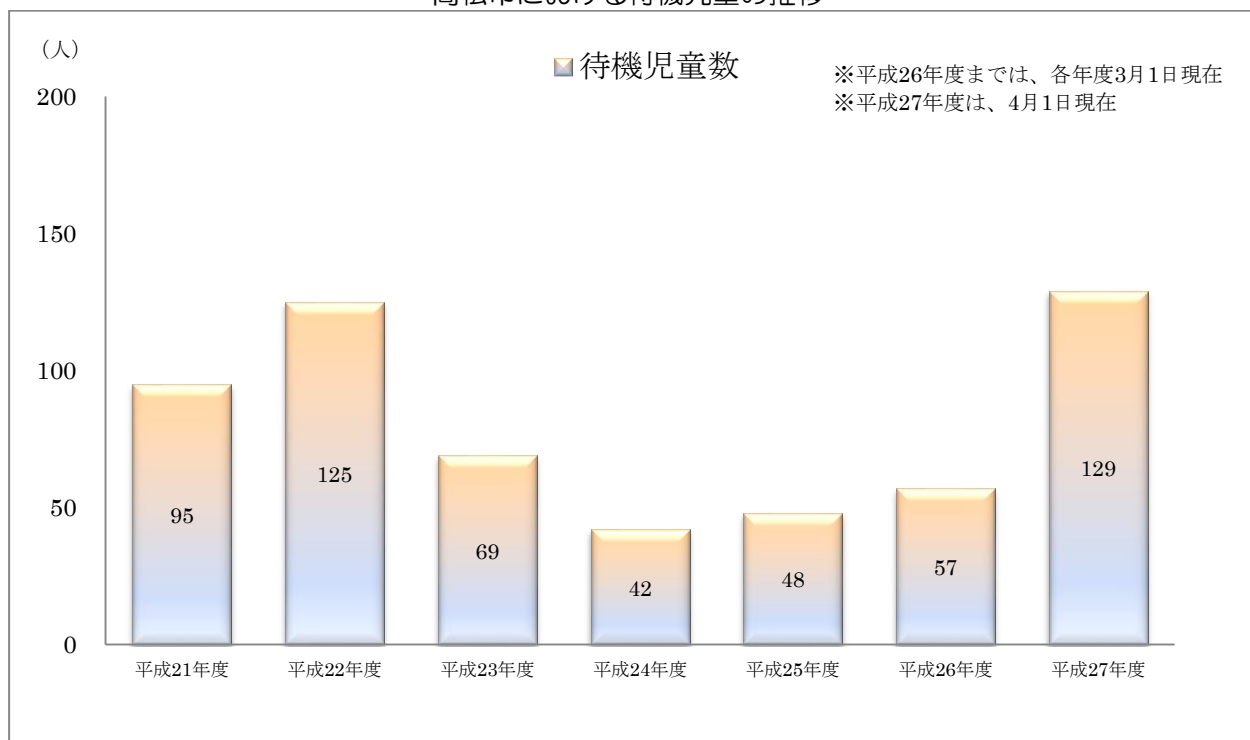
市立保育所・私立保育所ともに、保護者の保育ニーズに最大限こたえるため、定員を超えて児童を受け入れしている保育所もあります。

高松市内の保育所の児童数の推移



平成26年度までは、年度当初（4月1日時点）で待機児童は発生していませんでしたが、27年度は、国において、保護者が求職活動中の場合を待機児童に含めるなど、待機児童の定義が変更となったことにより、年度当初より待機児童が発生しています。

高松市における待機児童の推移



3 幼稚園・保育所の課題

(1) 適正規模による教育・保育の提供

幼稚園教育要領と保育所保育指針の整合性が図られ、全ての子どもに同じ教育・保育を一体的に提供することが求められています。このような中、市立幼稚園においては、少人数化により適正規模の集団生活に支障が生じる場合もある一方、入所児童の増加により、施設に余裕がなく、ゆとりのある保育ができない保育所があるといった状況が生じており、適正規模による集団生活の環境づくりが急務となっています。

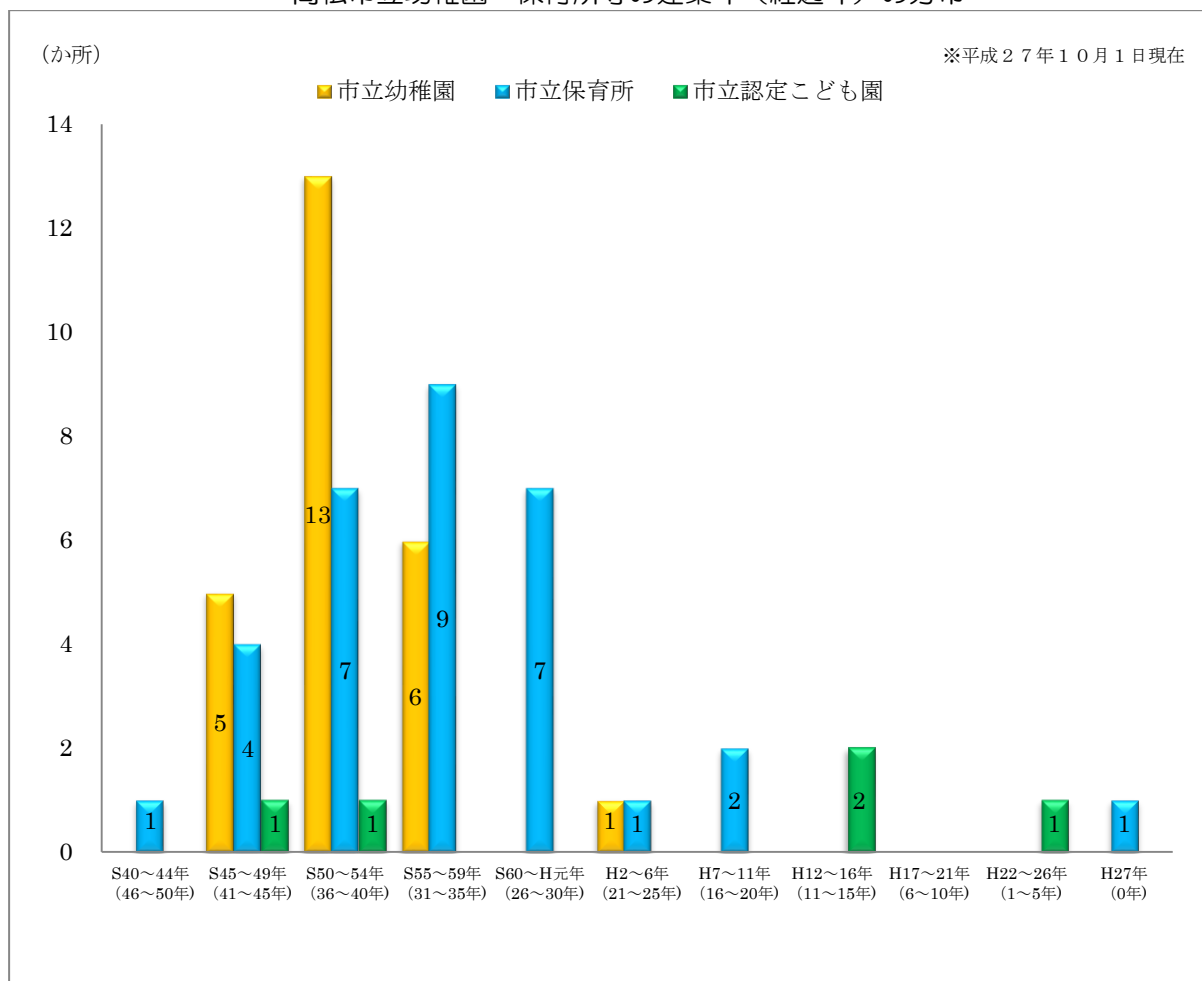
(2) 老朽化施設の改修等

市立幼稚園・市立保育所・市立認定こども園の施設は、建物や設備機器の老朽化が進んでおり、幼稚園24園、保育所24施設、認定こども園2園の計50か所の施設が建築後30年を経過しています。

建物の耐用年数を延ばし、長寿命化を図るため、計画的に、外壁・防水改修などを行い、対応しているところですが、今後、大規模な施設の改修が必要であり、多大な財政負担が必要な状況です。

また、施設の改修に当たっては、子どもたちの安全の確保はもちろんのこと、多様化する教育・保育需要等に対応した施設の整備を計画的に進めていかなければなりません。

高松市立幼稚園・保育所等の建築年（経過年）の分布



(3) 駐車場整備

施設の老朽化に加え、施設によっては、入所（園）児童数の増加及び駐車場用地の確保が困難であるなどの理由により、十分な駐車場を確保できず、送迎を補助する職員の配置や保護者等の協力により、混雑解消に努めているものの、送迎時には、混雑が生じている状況です。更なる対策を進めるとともに、送迎用駐車場の整備が必要となっています。

4 市立施設としての役割

- 市立施設においては、地域における子育て支援の機能を発揮すると共に、乳幼児期にふさわしい教育・保育の実践や他の教育・保育施設のモデルとなるよう研究するなど、質の向上のため、中核施設としての役割を果たすことが必要とされています。
- 特別な支援を必要とする子どもが、早期から適切な支援のもと、充実した生活を送るため、個々の子どもの障がいの特性に応じた指導内容や援助を計画的・組織的に行い、発達を支えることが必要です。市立施設においては、これまでの豊富な経験と知識を生かし、発達障がい児に対する個別の支援や特別な支援を必要とする子どもへの対応が求められています。
- 子どもの発達や学びの連続性を保障するため、就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続が必要です。教育・保育施設と小学校の教職員が互いの教育・保育内容及び指導方法の違いや共通点について、理解を深めることが重要であり、これまで、市立施設では高松っ子いきいきプランや教育指針を基に、小学校との交流研修等を積み重ねてきました。今後、私立施設と共に交流研修等を実施できるよう、市立施設が中心となって取り組んでいきます。
- 今後、少子化等の影響を受けて、適正な規模による教育・保育の提供が困難な施設も予想され、地域における学校教育・児童福祉を担保する責任があることから、市立施設の存続も必要と考えています。

本市においては、市立と私立が共に教育・保育の質の向上を目指し、日々の実践を積み重ねていくことにより、本市全体の就学前教育・保育の充実を図ることが重要と考えています。

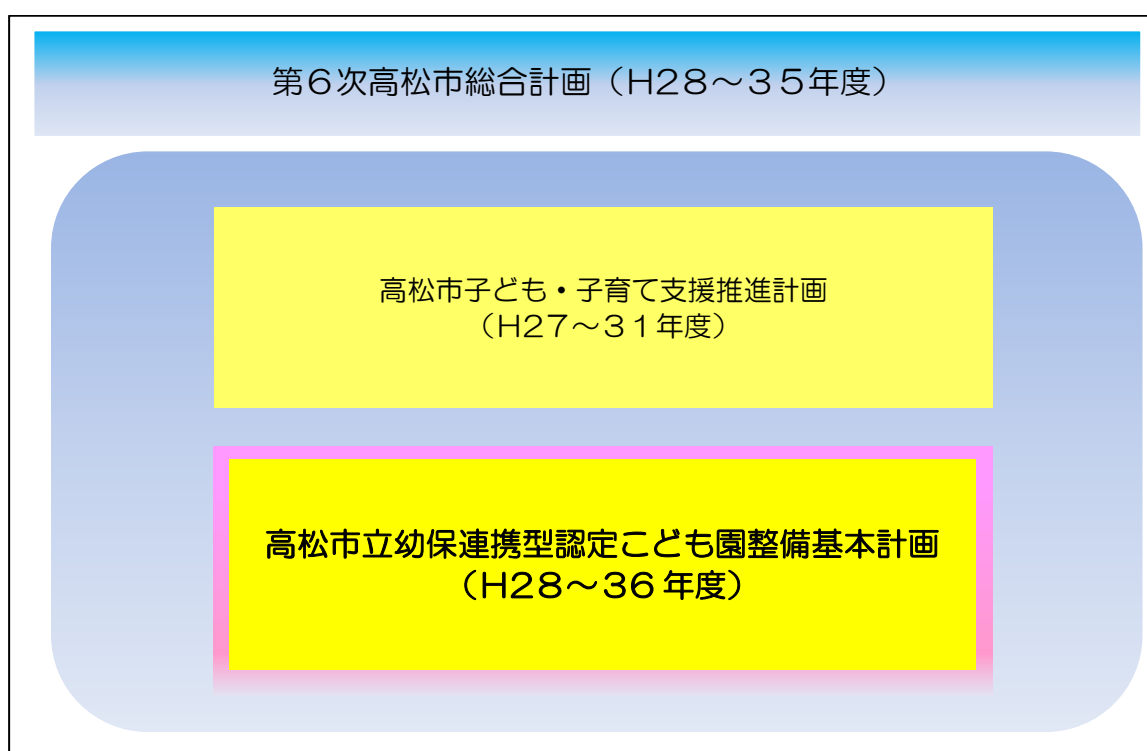


第3章 整備方針

1 計画の位置付け

本市では、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、質の高い教育と保育を一体的に提供できる「幼保連携型認定こども園」への移行の促進を図っており、本計画は、市立幼稚園・保育所について、施設規模、入所（園）児童数等を勘案しながら、立地パターンごとに具体的な整備の時期及び方法を定めるものです。

また、「第6次高松市総合計画」の分野別計画である「高松市子ども・子育て支援推進計画」を推進するための計画として位置付け、その他の関連計画との連携、整合を図ります。



2 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から36年度までの9年間とします。

また、前期と後期に分け、「高松市子ども・子育て支援推進計画」の計画期間である平成31年度までを前期とし、後期については、同計画の更新に合わせ、幼稚園・保育所の施設規模、入所（園）児童数等を勘案しながら、立地パターンごとに具体的な整備の方法及び時期を検討し、各年度において、2か所程度ずつ幼保連携型認定こども園に移行する計画に見直す予定です。

なお、平成36年度までに全ての施設が移行するものではなく、37年度以降も、順次移行していく予定です。

年度		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
第6次高松市総合計画	基本構想		→								
	まちづくり戦略計画		第1期		第2期		第3期		第4期		
高松市子ども・子育て支援推進計画		→									
高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画			前期				後期				

3 計画の視点と整備方針のポイント

(1) 教育・保育の提供区域の設定

「高松市子ども・子育て支援推進計画」同様、教育・保育の提供区域として市内を7地区に分け、地区ごとの児童数、既存施設の配置状況等に基づいて整備します。

(2) 整備優先順位の考え方

幼稚園・保育所の立地状況（隣接・近隣等）を基に、立地類型を定め、入所（園）児童数、建物の更新時期、駐車場整備等の必要性などを考慮して優先順位を決定し、順次、幼保連携型認定こども園への移行を行います。

【立地類型】

隣接統合：隣接する幼稚園・保育所を統合し移行。

近隣統合：近隣の幼稚園・保育所を統合し移行。

単独施設：単独の幼稚園又は保育所から移行。

(3) 地域における市立施設としての役割


市立施設として、地域における子育て支援の拠点となる幼保連携型認定こども園の整備を中心として、適正な集団規模を確保すると同時に、地区ごとに格差のない、一定水準の教育・保育を提供できるよう整備します。

(4) 民間施設への影響

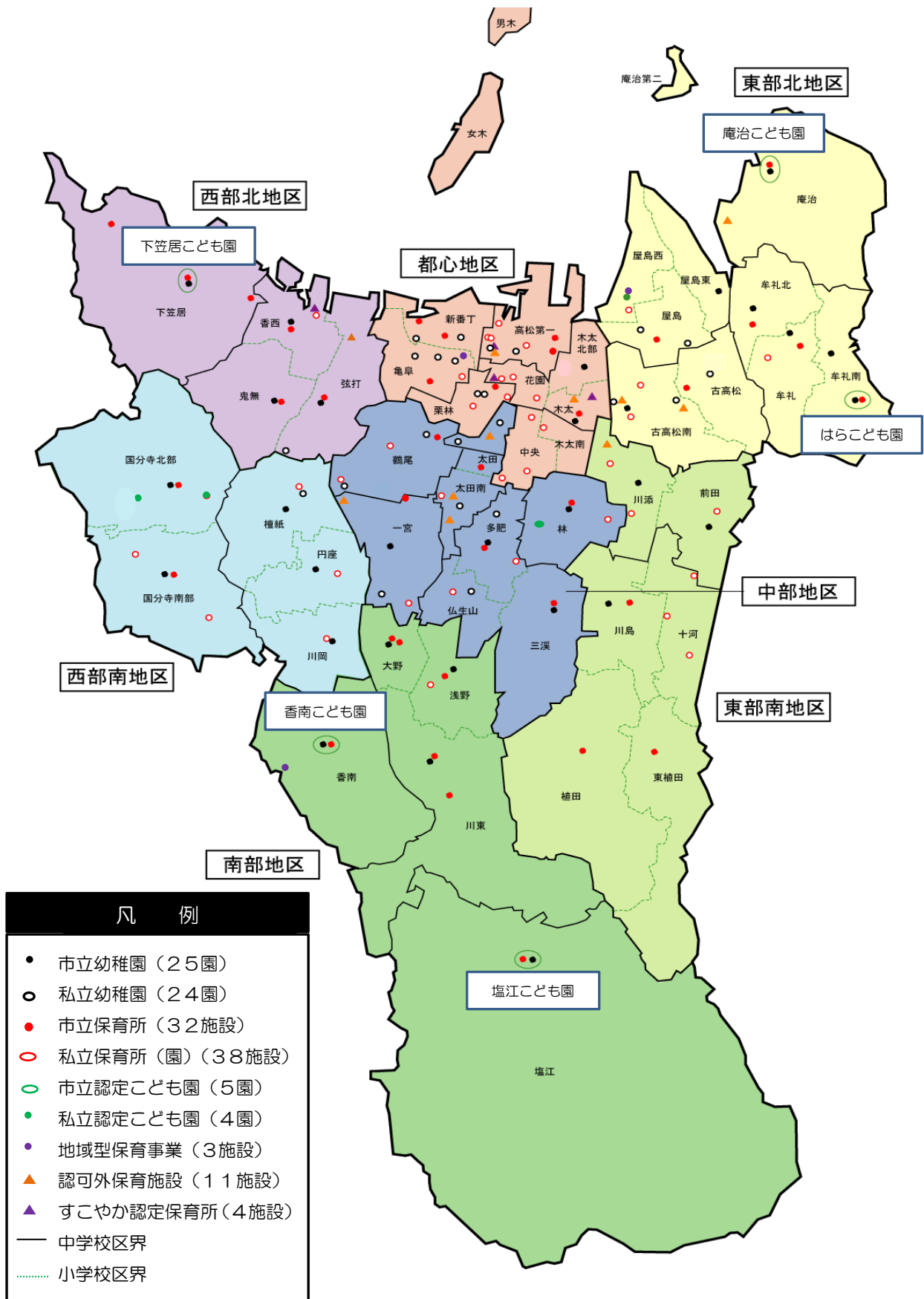
民間施設の運営に支障のないよう配慮し、待機児童の状況等により、市立施設の幼保連携型認定こども園化に伴う幼保間の定員変更は行うが、施設全体の定員増は、最小限とすることを基本とします。

4 移行までのモデルスケジュール

年度	移行3～4年度前	移行2～3年度前	移行前年度	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画概要公表 ・保護者説明会開始 (施設整備概要説明・移行スケジュール説明等) ・新園舎の設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者説明会 (施設整備概要説明・移行スケジュール説明等) ・新園舎の建設工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・新園舎完成 ・移行準備 (混合保育実施等) 	幼保連携型認定 こども園へ移行

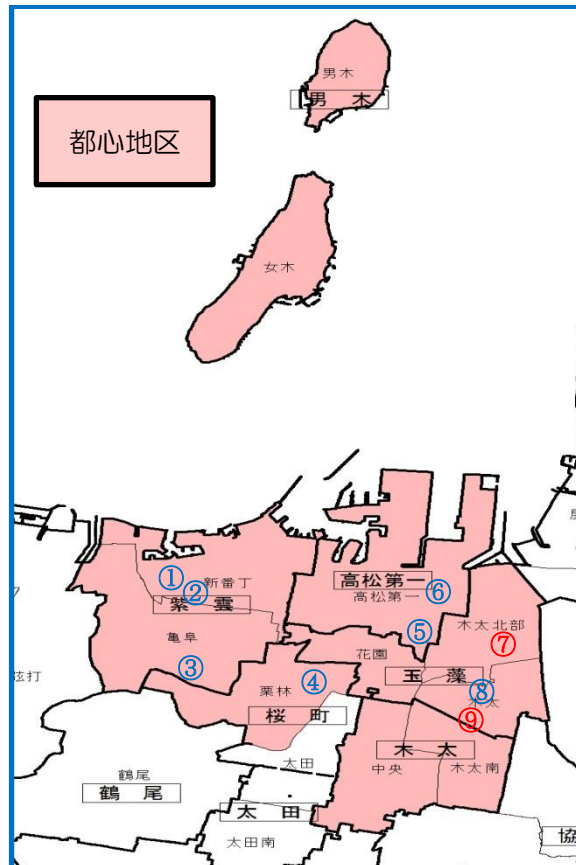



5 教育・保育施設の状況（平成27年4月1日現在）



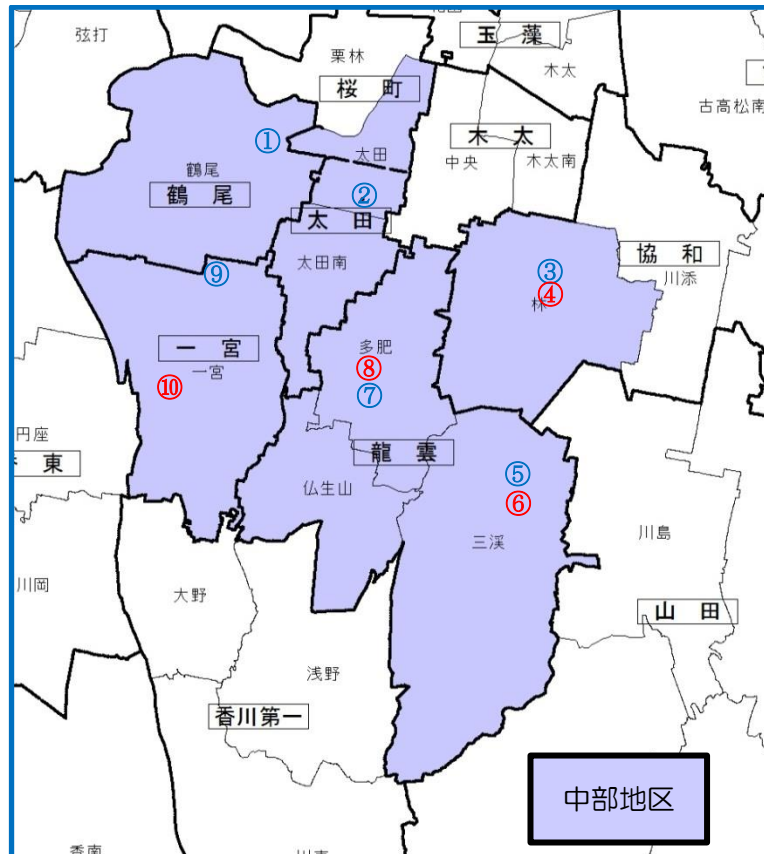
6 各施設の整備方針

都心地区							
地区	対象施設	地図	立地類型	前期計画期間		後期計画期間	
				H28		H32	H36
都心	瀬戸内保育所	①	近隣統合	市立保育所	→	入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。	
	扇町保育所	②		市立保育所			
	宮脇保育所	③		市立保育所			
	桜町保育所	④	単独施設	市立保育所	→		
	松島保育所	⑤	単独施設	市立保育所	→		
	福岡保育所	⑥	近隣統合	市立保育所	→	入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。	
	木太北部幼稚園	⑦		市立幼稚園	→		
	木太保育所	⑧	近隣統合	市立保育所	→	入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。	
	木太幼稚園	⑨		市立幼稚園	→		



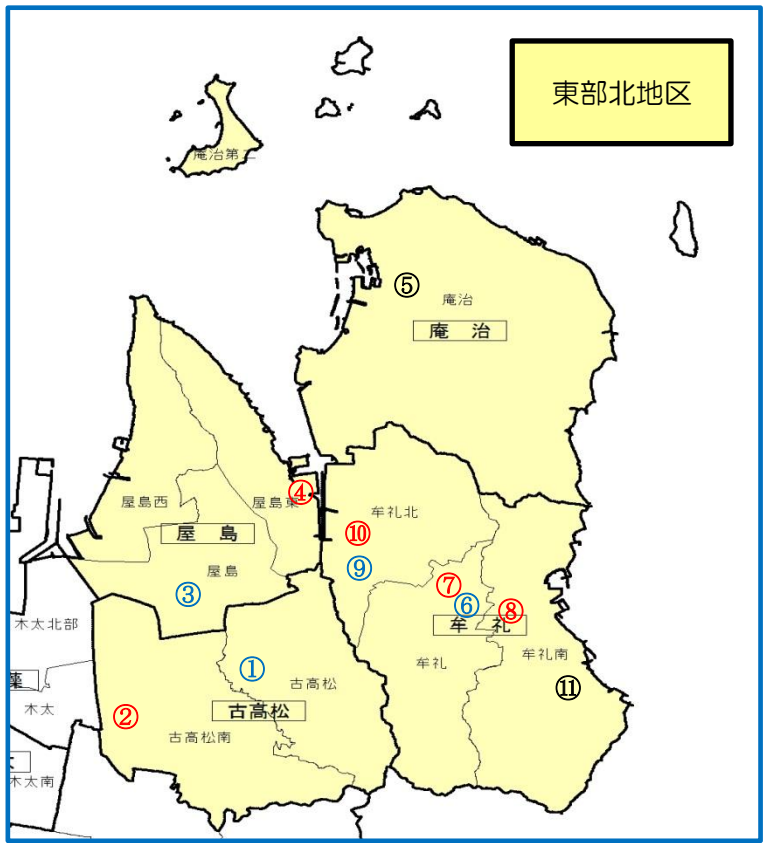
中部地区

地区	対象施設	地図	立地類型	前期計画期間		後期計画期間	
				H28		H32	H36
中部	鶴尾保育所	①	単独施設	市立保育所			
	太田保育所	②	単独施設	市立保育所		入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。	
	林保育所	③	隣接統合	市立保育所		市立幼保連携型認定こども園	
	林幼稚園	④		市立幼稚園			
	三谷保育所	⑤	近隣統合	市立保育所		入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。	
	三溪幼稚園	⑥		市立幼稚園			
	多肥保育所	⑦	近隣統合	市立保育所		入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。	
	多肥幼稚園	⑧		市立幼稚園			
	田村保育所	⑨	単独施設	市立保育所			
	一宮幼稚園	⑩	単独施設	市立幼稚園			

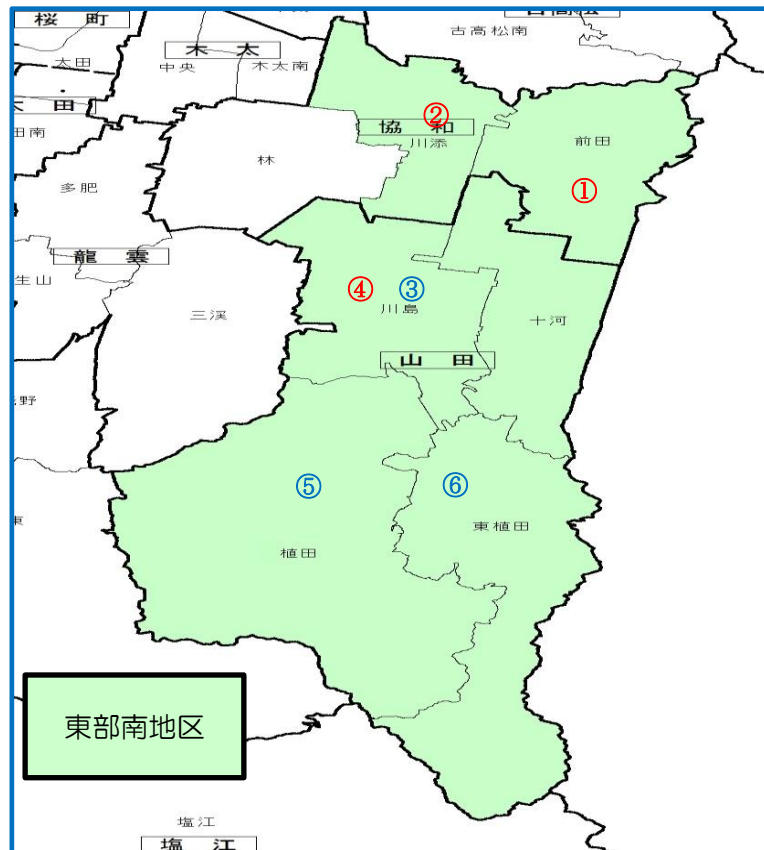


東部北地区

地区	対象施設	地図	立地類型	前期計画期間		後期計画期間		
				H28		H32	H36	
東 部 北	古高松保育所	①	近隣統合	市立保育所	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fce4ec;"> 入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fce4ec;"> 入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。 </div>		
	春日幼稚園	②		市立幼稚園				
	屋島保育所	③	近隣統合	市立保育所				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #bbdefb;"> 市立幼保連携型認定こども園 </div>
	檀浦幼稚園	④		市立幼稚園				
	庵治こども園	⑤	—	市立幼保連携型認定こども園				
	田井保育所	⑥	近隣統合	市立保育所				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fce4ec;"> 入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。 </div>
	田井幼稚園	⑦		市立幼稚園				
	大町幼稚園	⑧		市立幼稚園				
	牟礼保育所	⑨	近隣統合	市立保育所				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fce4ec;"> 入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。 </div>
	栗山幼稚園	⑩		市立幼稚園				
	はらこども園	⑪	—	市立幼保連携型認定こども園				

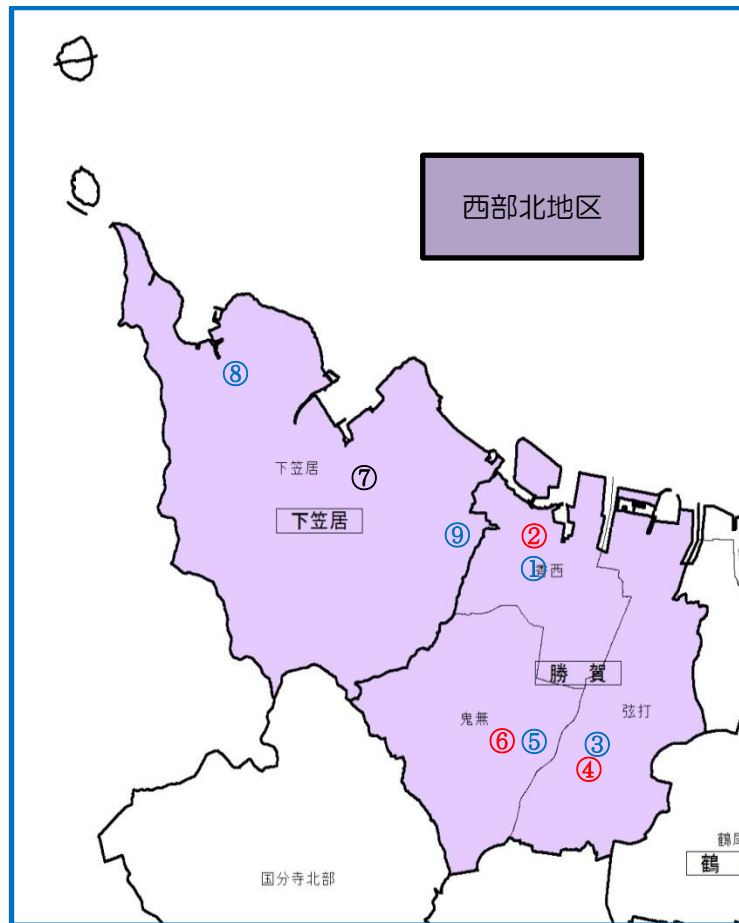


東部南地区							
地区	対象施設	地図	立地類型	前期計画期間		後期計画期間	
				H28		H32	H36
東部南	前田幼稚園	①	単独施設	市立幼稚園			
	川添幼稚園	②	単独施設	市立幼稚園			
	川島保育所	③	近隣統合	市立保育所		市立幼保連携型認定こども園	
	山田幼稚園	④		市立幼稚園			
	西植田保育所	⑤	近隣統合	市立保育所		入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。	
	東植田保育所	⑥		市立保育所			



西部北地区

地区	対象施設	地図	立地類型	前期計画期間		後期計画期間	
				H28		H32	H36
西部北	香西保育所	①	隣接統合	市立保育所		市立幼保連携型認定こども園	
	香西幼稚園	②		市立幼稚園			
	弦打保育所	③	隣接統合	市立保育所		市立幼保連携型認定こども園	
	弦打幼稚園	④		市立幼稚園			
	鬼無保育所	⑤	近隣統合	市立保育所		入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。	
	鬼無幼稚園	⑥		市立幼稚園			
	下笠居こども園	⑦	—	市立幼保連携型認定こども園		入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。	
	下笠居西部保育所	⑧	近隣統合	市立保育所			
	下笠居東部保育所	⑨	単独施設	市立保育所			



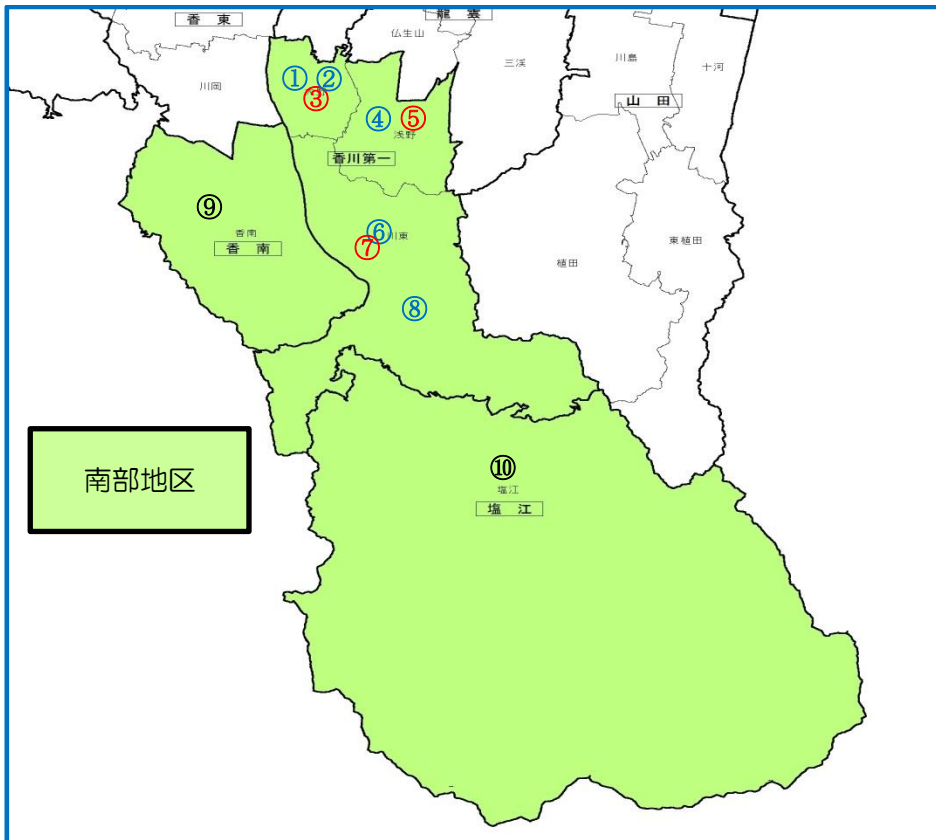
西部南地区

地区	対象施設	地図	立地類型	前期計画期間		後期計画期間	
				H28		H32	H36
西部南	川岡幼稚園	①	近隣統合	市立幼稚園		入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。	
	円座幼稚園	②		市立幼稚園			
	檀紙幼稚園	③		市立幼稚園			
	国分寺北部保育所	④	近隣統合	市立保育所		入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。	
	国分寺北部幼稚園	⑤		市立幼稚園			
	国分寺南部保育所	⑥	隣接統合	市立保育所		入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。	
	国分寺南部幼稚園	⑦		市立幼稚園			



南部地区

地区	対象施設	地図	立地類型	前期計画期間		後期計画期間	
				H28		H32	H36
南部	大野保育所	①	近隣統合	市立保育所	市立保育所	入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。	
	大野東保育所	②		市立保育所			
	大野幼稚園	③		市立幼稚園			
	浅野保育所	④	近隣統合	市立保育所	市立幼稚園		入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。
	浅野幼稚園	⑤					
	川東保育所	⑥	近隣統合	市立保育所	市立幼稚園		入所（園）児童数等を勘案しながら統合の在り方及び移行時期を検討する。
	川東幼稚園	⑦		市立幼稚園			
	川東南保育所	⑧	市立保育所				
	香南こども園	⑨	—	市立幼保連携型認定こども園			
	塩江こども園	⑩	—	市立幼保連携型認定こども園			



7 計画の実施

高松市の次代を担う子どもの健やかな成長を願い、就学前の子どもに等しく質の高い教育と保育を一体的に行うため、幼保連携型認定こども園の整備について、本計画に基づき取り組んでいきます。

なお、各施設の具体的な移行時期については、整備優先順位や地域における市立施設としての役割を基に、今後の財政状況も勘案しながら、適宜、決定していきます。